

東京都休業及び時短給付金一覧

更新日：2021年7月15日

		要請の内容	措置内容	対象期間	協力金	申請期間
令和2年	第1回	休業または 営業時間短縮	・緊急事態宣言（49日間）	4月16日～5月6日	1店舗のみ：50万円 2店舗以上：100万円	4月22日～6月15日（済）
	第2回	休業または 営業時間短縮		5月7日～5月25日	1店舗のみ：50万円 2店舗以上：100万円	6月17日～7月17日（済）
	第3回	営業時間短縮	・東京都措置	8月3日～8月31日	1事業者20万円	9月1日～9月30日（済）
	第4回	営業時間短縮 (23区内のみ)		9月1日～9月15日	1事業者15万円	10月1日～10月31日（済）
	第5回	営業時間短縮		11月28日～12月17日	1事業者40万円	12月18日～1月25日（済）
令和2～3年	第6回	営業時間短縮		12月18日～1月7日	1事業者84万円	1月26日～2月26日（済）
令和3年	第7回	営業時間短縮	・緊急事態宣言 1月8日～3月21日（73日間） ・東京都措置 3月22日～31日	1月8日～2月7日	1店舗最大186万円 (1日当たり6万円)	2月22日～3月25日（済）
	第8回	営業時間短縮		2月8日～3月7日	1店舗168万円 (1日当たり6万円)	3月26日～4月26日（済）
	第9回	営業時間短縮		3月8日～3月31日	1店舗124万円	4月30日～5月31日（済）
	第10回	営業時間短縮	・東京都措置	4月1日～4月11日	1店舗44万円	5月31日～6月30日（済）
	第11回 (下記参照)	営業時間短縮	・まん延防止措置（時短）	4月12日～4月24日	1店舗68万円～600万円	郵送：6月21日～7月30日
			・緊急事態宣言（休業要請）	4月25日～5月11日		オンライン：6月30日～7月30日
	第12回	休業要請	・緊急事態宣言（休業要請）	5月12日～5月31日	1店舗80万円～400万円	7月26日～8月20日
			・緊急事態宣言（休業要請）	6月1日～6月20日	1店舗80万円～400万円	
第13回	営業時間短縮	・まん延防止措置（時短）	6月21日～7月11日	1店舗52.5万円～420万円	未定	
第14回	休業要請	・緊急事態宣言（休業要請）	7月12日～8月6日	1店舗112万円～560万円	早期支給分：7月19日～8月6日	
第15回			8月7日～8月20日	1店舗56万円～280万円	未定	

●東京都「営業時間短縮及び休業に係る感染拡大防止協力金」について

更新日：2021年7月15日

協力期間	自粛する営業時間	協力金（一店舗あたり）	協力金受取申請期間
令和3年4月12日～ ～4月24日（13日間）＊ 令和3年4月25日～ 5月11日（17日間）＊	午後8時以降	68万円～600万円 ※	【受付要項公表：6月30日（水）14:00】 郵送受付：6月21日～7月30日 オンライン受付：令和3年6月30日～7月30日
延長 5月12日～ ～5月31日（20日間）＊	休業要請	80万円～400万円 ※	【受付要項公表：7月26日（月）14:00】 受付：7月26日～8月20日
延長 6月1日～ ～6月20日（20日間）＊		80万円～400万円 ※	
令和3年6月21日～ ～7月11日（21日間）＊	午後8時以降	52.5万円～420万円※ ★1日当たり3万円に変更	未定
令和3年7月12日～8月6日（28日間）＊ ～8月6日（28日間）＊	休業要請	112万円～560万円※	早期支給分【受付要項公表：7月19日（月）14:00】 受付：7月19日～8月6日
令和3年8月7日～ ～8月22日（14日間）＊		56万円～280万円※	未定

各期間、初日から終了日まで全面的に協力した場合の協力金です。申請受付には期限があります。

ガイドラインを遵守し「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲載や、店舗ごとに「＊コロナ対策リーダー」の選任など、要件があります。

詳細は「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」へ **TEL：03-5388-0567**（9時から19時まで毎日）

※＜中小企業＞売上高方式

- ①前年度又は前々年度の「1日当たり売上高」が10万円以下の店舗：4万円
- ②前年度又は前々年度の「1日当たり売上高」が10万円から25万円の店舗：
「1日当たりの売上高」×0.4の額
- ③前年度又は前々年度の「1日当たり売上高」が25万円以上の店舗：10万円

*「1日当たり売上高」：2019年又は2020年の4月1日～5月31日迄の売上高総額（税抜）
を61日で除した金額

*「1日当たり売上高」10万円以上の場合は確定申告書類（控え）

＜大企業＞売上高減少方式

減収分の4割相当最大20万円

（2019年又は2020年の4月及び5月の「1日当たりの売上高」－2021年の4月及び5月の「1日当たりの売上高」）×0.4×30日

※中小企業でも大企業の方式を選択することが可能

感染防止徹底宣言

